

記者発表資料

(県 政)



提供年月日:令和7年(2025年) 1月28日

部 局 名:総合企画部

所 属 名:統計課

係 名:人口社会統計係

担 当 者 名: 若林、海老澤

連絡先(内線):077-528-3399 (3399)

令和7年国勢調査滋賀県実施本部の設置について

令和7年10月1日を調査日として実施する「令和7年国勢調査」に向けて、調査事務の円滑な運営に万全を期すため、令和7年2月4日に「令和7年国勢調査滋賀県実施本部」を設置します。

実施本部看板設置行事等 ※本部の詳細は別紙参照

日時:令和7年2月4日(火) 11:30~11:40

場所:県庁新館6階統計課執務室前

行事内容:知事と総合企画部長(令和7年国勢調査実施本部長)による木製看板の掲出、

知事メッセージ発出

国勢調査の概要

- 国の最も基本的で重要な統計調査として、大正9年(1920年)から5年ごとに実施
- 調査期日:令和7年10月1日(水)午前零時現在
- 調査対象:令和7年10月1日現在、我が国に常住するすべての人および世帯
- 世帯員に関する調査事項:男女の別、出生の年月、就業状態など13項目
- 世帯に関する調査事項:世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など4項目

国勢調査の主な役割

- 衆議院小選挙区の改定基準、地方交付税の算定基準などの、「法定人口」としての利用
- 各府省、都道府県、市町村における各種施策に必要となる統計情報の提供
- 各種標本調査(労働力調査・家計調査等)の抽出フレームとしての利用
- 民間企業における需要予測、大学や研究機関における研究等に幅広く利用

国勢調査の調査の流れ

- 調査員が全世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を配布
- 回答は、インターネット回答・郵送回答・調査員回収から選択可能※スマートフォンから「かんたん・便利・安心」に回答できますので御協力ください!









令和7年国勢調査滋賀県実施本部について

実施本部看板設置行事等

日時:令和7年2月4日(火) 11:30~11:40

場所:県庁新館6階統計課執務室前

行事内容:知事と総合企画部長(令和7年国勢調査実施本部長)による木製看板の掲出、 知事メッセージ発出

出席者:三日月知事、松田総合企画部長センサスくん(国勢調査イメージキャラクター)着ぐるみ

実施本部の概要

設置期間:令和7年2月4日~令和8年3月31日

組 織:総合企画部長を本部長とし、統計課内に事務局を置く

主な業務:

・県民に対して、国勢調査への理解と協力を得るため、調査の趣旨の徹底を図ること

・国・市町等関係機関と緊密な連携を図り、正確かつ円滑に調査を実施すること

取材について

取材をご希望される方は、開始時刻までに直接会場へお越しください。

その他

- 個人情報保護意識の高まりや単身世帯・オートロックマンションの増加等で調査環境が厳しくなる中、インターネット回答が期待されています。
- 滋賀県の前回令和2年調査のインターネット回答率は、42.4%で全国3位(全国平均:37.9%)でした。インターネット回答率について、今回は国の目標:50%を上回る、55%を本県の目標として掲げます。

令和7年国勢調査の概要

I 調査の目的

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年(1920年)の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和7年に実施する調査はその22回目に当たる。

Ⅱ調査の概要

○ 調査期日 令和7年10月1日(水)午前零時現在

○ 調査対象 令和7年10月1日現在、我が国に常住するすべての人

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属

並びにこれらの家族を除く

○ 調査の流れ

総務省 都道府県 市区町村 指導員 調査員 世帯

○ 調査項目 世帯員に関する事項:13項目

世帯に関する事項:4項目

○ 調査方法 調査員が全世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を配布

調査票の回収は オンライン(インターネット回答)、郵送、調査員



【主なポイント】

- ・調査方法の見直し
 - → ①スケジュールの見直し(提出期限から督促開始までの期間を1週間以上確保等) ②調査困難地域等における配布方法の見直し
- ・オンライン回答の積極的推進
 - → オンライン調査システムの機能改善(「QRコードログイン」、「パスワード再設定」等)、 地域に密接した施設(郵便局等)へのオンライン回答支援ブースの設置など、環境整備を推進
- ・広報・協力依頼の強化
 - → 2か年にわたる総合企画による広報の実施、国勢調査を支援するサポーター企業の拡充

Ⅲ 結果の利用

【法定人口としての利用】

衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準等 【行政施策の基礎資料としての利用】

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、 高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム

【教育、民間など広範な分野で利用】

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等